

3 重点的に取り組む事項

ここでは、計画期間である 10 年間に、特に重点的に取り組むことが必要な事項について、次の考え方に沿って掲げることとします。

(1) 基本的な考え方

本章の 1 及び 2 では、各分野ごとに、環境の現状や課題に応じて取り組むべき施策の方向を網羅的に示しました。

これらの中には、課題等の状況を踏まえ、対応を急がなければならないものや、北海道らしさを発揮するという観点で、特に重要なもの、または、総合的に取り組む必要があるものなどがあります。

そこで、それらの課題等を解決し、本章で掲げる 10 年後の目指す姿の実現に向けて、限られた資源を優先的に投入し、道の関係部局が連携して取り組むことが必要な事項を掲げます。

重点的に取り組む事項については、次の視点に留意して選定するとともに、優先度が高いと考えられる取組を再構築して掲げることとします。

- | | |
|-----|--|
| 緊急性 | 北海道で課題となっている環境問題に対処するため、特に早急に取り組みを進め、その加速を図る。 |
| 独自性 | 地域特性、環境特性など、本道の持つ特徴や強みを活かして、北海道らしさを発揮する。 |
| 総合性 | 本章で示す施策分野に限定せず、将来像や目指す姿の実現に向けて、分野横断的に施策を展開することにより、相乗効果を発揮する。 |

なお、本計画の推進においては、重点的に取り組む事項の点検評価を中心に、進行管理を行うものとしします。

重点的に取り組む事項については、それぞれ、次に沿って記述します。

- | | |
|-------|-------------------------|
| 背景・目的 | 項目の選定に至る背景や目的、視点との関連性など |
| 目標 | 項目の目指す目標 |
| 指標 | 目標の達成状況を表す指標 |
| 取組の方向 | 目標の達成に向けた重点的な取組の方向 |

(2) 重点的に取り組む事項

前記(1)の基本的な考え方に沿って、重点的に取り組む事項を掲げます。

ア 北海道の特性を生かした地球温暖化対策の推進

背景・目的

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は、民生（家庭・業務）部門や運輸部門からの排出増に伴い、増加傾向を示しています。特に、北海道は、寒冷な気候条件などから、化石燃料への依存度が高いことや、民生（家庭）部門からの二酸化炭素の排出割合が高いことが特徴となっています。

京都議定書の第1約束期間における6%削減約束の確実な達成が、喫緊の課題となっている中、地域においても温暖化対策に積極的に取り組む必要があります。

道が策定した北海道地球温暖化防止計画で定める温室効果ガス排出量の削減目標（平成22年度の排出量を平成2年度に比べ9.2%削減）の確実な達成が必要であり、特に民生部門、運輸部門の排出削減が課題となっています。運輸部門の対策の推進には、諸外国で利用拡大されているバイオ燃料など、環境にやさしいエネルギーの開発、利用促進が効果的です。

目標

省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進などを通じて、温室効果ガス排出量を着実に削減するとともに、二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全を推進することにより、地球温暖化対策をすすめる。

指標

指標の名称	現 状	目標数値等
温室効果ガス 差引排出量	2,070万 トン (炭素換算)	1,827万 トン (炭素換算)
森林の二酸化炭素 吸収量	227万 トン (炭素換算)	327万 トン (炭素換算)

(注) 上記はいずれも、第2章1(1)で掲げた指標の再掲

取組の方向

地球温暖化対策を加速する枠組みによる取組の推進

- ・ 温室効果ガスの排出削減など地球温暖化を防止するための計画などによる総合的な取組の推進
- ・ 道民や事業者などの環境に配慮した行動の指針となる行動計画の策定と計画に基づく取組の推進
- ・ 環境保全に貢献する企業を認定する制度の導入と運用による温暖化防止対策の取組促進

地域の特性を生かした環境にやさしいエネルギーの導入促進

- ・ 輸送用エコ燃料の普及拡大に向け、産学官が連携した製造技術開発や実用化に向けた実証事業の推進など、バイオエタノール製造供給拠点形成への取組の推進
- ・ 地域の住民、企業などの連携による、雪氷、風力、バイオマスなどの資源を有効活用した新エネルギーの利用促進

二酸化炭素吸収源としての森林の保全・整備の推進

- ・ 二酸化炭素の吸収など、多面的機能を持続的に発揮する森林や地域特性に応じた森林の保全・整備の推進
- ・ 森林づくりに対する道民意識の醸成や自発的な活動の促進など道民等との協働による森林づくりの推進

イ 地域資源を活用した循環型社会の形成

背景・目的

農林水産業が盛んな北海道には、家畜ふん尿や有機性汚泥などのバイオマスが豊富に存在しています。

政府が閣議決定した「バイオマス・ニッポン総合戦略」においては、バイオマスの種類や広がりに応じた利活用などの展開方向を示すとともに、バイオマス由来の輸送用燃料としての利用促進を明記し、取組を推進しています。道内の市町村の中にも、バイオマスタウン構想を策定し、バイオディーゼル燃料の実用化に取り組むなど、バイオマス利活用への関心が高まっています。道内においては、古くから石炭業や鉄鋼業、パルプ・紙製造業などの産業が発展し、その技術やノウハウの蓄積が十分にあり、リサイクル関連産業の展開に活用できる技術的な素地があります。

一方で、バイオマスの利活用やリサイクル関連産業の振興は、地域的・経済的な課題を抱えており、北海道らしい循環型社会の形成を加速するためには、これらの課題に対応する新たな制度的枠組みのもとで各種施策を進めていく必要があります。

目標

地域の特性を踏まえたバイオマスの利活用や既存産業の技術基盤の活用など北海道の特徴を活かした循環型社会の形成を目指す。

指標

指標の名称	現 状	目標数値等
廃棄物系バイオマス 利活用率	80 %	90 %
未利用バイオマス 利活用率	40 %	50 %
認定リサイクル製品数	87 製品	220 製品以上

(注) 上記はいずれも、第2章1(2)で掲げた指標の再掲

取組の方向

循環型社会の形成を加速する制度的な枠組みの推進

- ・ 循環型社会形成の推進に関する条例の制定
- ・ 条例に基づく循環型社会形成に関する総合的な計画の策定及び、計画に沿った各種施策の推進

廃棄物系バイオマスおよび未利用バイオマスの利活用の推進

- ・ 関係機関や団体等で構成するネットワークの活用などにより地域の特性に応じたバイオマス利活用システムの構築と施設整備の促進

- ・ 廃食用油を原料とするバイオディーゼル燃料の導入など、バイオマスの利活用に関する情報提供や普及促進

リサイクル製品のブランド化などリサイクル関連産業の振興

- ・ 技術研究開発及び施設整備に対する支援等によるリサイクル関連産業の創出・育成
- ・ リサイクル製品やブランドの認定制度などを活用した循環資源及び再生品の利用拡大

ウ 北海道らしい自然共生社会の実現

背景・目的

北海道の開発が進められる中で、土地利用の変化により、野生生物の生息・生育環境が分断されるなど、生息環境等の質的な悪化が懸念されています。外来種の生息・生育地域が広がる傾向にあり、地域固有の在来種の存続を脅かすなど、生態系への影響が懸念されています。

エゾシカ生息数の増加などにより、多大な農林業被害が発生しており、その被害額は被害防除対策等により減少していますが、依然として深刻な状況です。

自然の回復力、再生プロセスを人間が手助けする形で自然の再生、修復を進める必要があります。

北海道の良好な自然環境を将来にわたって維持するためには、多様な分野における生物多様性の保全の取組を進めるとともに、生物多様性保全に配慮した持続可能な利用が図られることが重要です。

目標

北海道の特異な自然環境の中で形成された固有の動植物や生態系などが適切に維持されるよう、生物多様性の観点から、地域の特性に応じて自然環境を保全するとともに、自然環境の持続可能な利用を図る。

指標

指標の名称	現 状	目標数値等
すぐれた自然地域の面積	892,946 ヘクタール	903,000 ヘクタール
「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数	61 市町村	全市町村
北海道東部地域におけるエゾシカ個体数指数	85 ± 20	25 ~ 50

(注) 上記はいずれも、第2章1(3)で掲げた指標の再掲

取組の方向

生物多様性保全に関する基本プログラムの策定及び関連する取組の推進

- ・ 生物多様性保全に関する基本プログラムの策定
- ・ 多様な主体の参画による自然環境保全の取組の推進

野生生物の適正な保護管理に向けた取組の推進

- ・ アライグマなど生態系等に影響を与える外来種の監視や駆除活動の推進
- ・ エゾシカの適正管理とその有効活用の推進

知床ルールなど、自然環境の適正な保全と利用を図るルールづくりの全道展開と普及啓発

- ・ 知床ルールの確立と、その定着に向けた普及啓発
- ・ 地域に応じた自然環境を利用するルールづくりと普及啓発

エ 流域全体を捉えた健全な水循環の確保

背景・目的

「水」は、大気から降雨として森林、農地等に供給され、地表水や地下水として流下し、河川、湖沼及び海域に流入して再び大気に戻るという水循環の中で生態系の保全に大きな役割を果たしており、道民生活や産業にも不可欠な要素となっています。

しかし、近年、地球温暖化の進行が原因と思われる急激な気候の変化により、北海道においても日照りや局地的豪雨などによる被害が散発するなど、必要な質・量の水を必要な時に確保できるかという問題が顕在化しつつあります。道内には清流日本一と評される河川も複数あるほか、透明度の高い湖沼も散在するなど良好な水環境を有する地域があります。

一方、一部湖沼等の閉鎖性水域では経年的に水質の環境基準が未達成であるほか、生活排水、農地への過剰な施肥や家畜排せつ物の不適正処理などに起因する硝酸性窒素等による地下水汚染が顕在化している地域も認められています。

水環境を河川水や地下水を含めた流域全体として捉え、健全な水循環の確保を図る視点に立って、水質や水量、水生生物、水辺環境などを総合的に評価するとともに、地域住民との協働など関係者が一体となって横断的に施策を展開することが重要となっています。

目標

北海道の良好な環境を維持し、次の世代に引き継いでいくため、流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺地などを含む環境を保全し、健全な水循環を確保する。

指標

指標の名称	現 状	目標数値等
健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	3 流域	13 流域

(注) 上記はいずれも、第2章1(4)で掲げた指標の再掲

取組の方向

農山漁村、都市等を含めた流域全体の健全な水循環の確保のための計画的な水環境保全施策の推進

- ・ 流域単位での水環境情報の把握及び共有化
- ・ 関係機関と連携した地域コミュニティへの水質保全の取組支援
- ・ 水環境保全に係る基本方針や環境指標の作成

健全な水循環の確保のための各主体による水質保全対策の実施

- ・ 国や地方自治体並びに農林水産業を含む事業者それぞれの責任と役割分担に応じた汚染防止対策の推進
- ・ 地域住民との協働による取組の実施
- ・ 水環境情報のビジュアル化、インターネット等による公表

住民参加のための水環境に関する教育の充実と人材育成

- ・ 若年層を中心とした水環境に関する教育の充実
- ・ 取組活性化のための人材の育成
- ・ 地域住民相互の協働による取組の実施